

毎週火、金曜日発行（但休日等あるときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇告示 解除予定の保安林にする旨の通知  
家畜商法による講習会の開催  
結核予防法による医療機関の指定  
二等陸上等の採用試験の日時及び場所  
河川敷地の公用廃止  
家畜伝染病予防法による豚コレラ予防注射の実施
- ◇教委告示 臨時教育委員会の招集日時の変更
- ◇人委規則 職員等の旅費の支給に関する規則の一部を改正する規則
- ◇公告 昭和三十九年度宅地建物取引員試験の合格者

## 告示

### 鳥取県告示第三百八十二号

次の保安林を解除予定にする旨の通知を受けたので、

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和三十九年六月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所  
西伯郡大山町飯戸字大野一、五二五―八
- 二 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 三 解除の理由  
指定理由の消滅

### 鳥取県告示第三百八十三号

家畜商法（昭和二十四年法律第二百八号）第三条第二項第一号に規定する講習会を次のとおり開催するので、  
家畜商法施行令（昭和二十八年政令第二百五十二号）第一条の三第一項の規定により告示する。

昭和三十九年六月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 開催の日時及び場所  
 月 日 時 間 場 所  
 七月 八時三十分から 鳥取県東伯郡赤碕町  
 十四日 十七時まで 鳥取県畜産試験場  
 十五日 " " "

二 講習科目及び時間

科 目	時 間
(一) 家畜の取引に関する法令	四時間
(二) 家畜の品種及び特徴	四時間
(三) 家畜の悪へき、機能障害及び疾病	六時間
(四) 受講申込みの方法	四時間

家畜商講習会受講申込書（講習手数料として五百円に相当する額の鳥取県収入証紙をちよう付すること。）を所轄地方農林振興局を経由して、七月十日までに県へ提出すること。

鳥取県告示第三百八十四号  
 結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六

条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したから、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。  
 昭和三十三年六月十九日

鳥取県告示第三百八十五号  
 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第七百七十七条第一項及び第七百八十八条の規定に基づき、昭和三十三年六月十九日 鳥取県知事 石 破 二 朗  
 指定年月日 名 称 所 在 地 開設者  
 昭和三十三年 大 塩 鳥取市若桜町四 大塩 令二  
 五月二十八日 内科医院 九の八番地

鳥取市鍛冶町 自衛隊鳥取地方連絡部

昭和三十三年六月二十六日 午前九時から午後四時まで  
 倉吉市仲之町 自衛隊倉吉分駐所

昭和三十三年七月 十日 午前九時から午後四時まで  
 米子市両三柳 陸上自衛隊米子駐とん部隊

昭和三十三年七月二十四日 午前九時から午後四時まで  
 鳥取市鍛冶町 自衛隊鳥取地方連絡部

昭和三十三年七月三十一日 午前九時から午後四時まで  
 倉吉市仲之町 自衛隊倉吉分駐所

昭和三十三年八月 十四日 午前九時から午後四時まで  
 米子市両三柳 陸上自衛隊米子駐とん部隊

昭和三十三年八月二十一日 午前九時から午後四時まで  
 鳥取市鍛冶町 自衛隊鳥取地方連絡部

昭和三十三年八月二十八日 午前九時から午後四時まで  
 倉吉市仲之町 自衛隊倉吉分駐所

鳥取県告示第三百八十六号  
 河川法（明治二十九年法律第七十一号）の適用を受ける河川千代川筋における次の河川敷地は、公用を廃止す

昭和三十三年六月十九日  
 鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百八十七号  
 家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて、豚コレラ予防注射を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六條の規定に基づき、豚の所有者に対して注射を受けることを命ずる。  
 昭和三十三年六月十九日  
 鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 豚コレラ予防のため

鳥取県告示第三百八十七号  
 家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて、豚コレラ予防注射を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六條の規定に基づき、豚の所有者に対して注射を受けることを命ずる。  
 昭和三十三年六月十九日  
 鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 豚コレラ予防のため

- 二 実施の区域 県内全域
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
豚。ただし、生後五十日以内のもの及び分娩前後一月以内のものを除く。
- 四 実施の期日 昭和三十九年六月二十二日から七月二十一日まで
- 五 注射の方法 豚コレラ予防液皮下注射

鳥取県告示第三百八十八号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定に基づき、米子地区一般労働組合委員長 沢田春幸から争議行為を行なう旨の通知があつたので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和三十九年六月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 事件 和田拙雄、茅野幸一解雇撤回に関する件

- 二 期間 昭和三十九年六月二十二日から本件が解決するまで
- 三 場所 因伯通運米子支店に勤務する組合員の所属する全職場又はその一部
- 四 概要 ストライキを含む一切の争議行為の一部又は全部を実施する。

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十二号

昭和三十九年六月十六日付け鳥取県教育委員会告示第二十一号で招集した臨時教育委員会に係る招集日時を昭和三十九年六月二十二日に変更する。

昭和三十九年六月十九日

鳥取県教育委員会委員長 萩原治郎

人事委員会規則

職員等の旅費の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十九年六月十九日  
鳥取県人事委員会委員長 青戸辰午  
鳥取県人事委員会規則第二十五号

職員等の旅費の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員等の旅費の支給に関する規則（昭和二十七年十二月鳥取県人事委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

別表第三中「発電建設事務所」を「企業局西部建設事務所」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十九年四月一日から適用する。

公 告

宅地建物取引業法施行規則（昭和32年建設省令第12号）第10条の規定に基づき実施した昭和39年度宅地建物取引員試験の合格者を、同規則第11条の規定に

より、次のとおり公告する。

昭和三十九年六月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

住 所	氏 名
兵庫県美方郡浜坂町浜坂1634	岡本 安夫
鳥取市田島600	中西 義美
〃 西町5の110	山方 信雄
〃 湯所町一丁目532	前川 嘉夫
八頭郡智頭町大字智頭	檀原 博
〃 河原町河原	安田 義春
鳥取市立川町一丁目122	荒木 一男
京都市伏見区加賀屋町740	砂川 雅夫
京都府久世郡城陽町大字寺田	西村 直
岩美郡国府町神垣143	前田 利明
鳥取市吉方一丁目564	三浦 鹿尾
〃 中町59	上田経三郎
気高郡気高町浜村	西塚 繁市
鳥取市南本寺町13	山崎 二郎

材木町 109	山根 益衛
東伯郡東郷町大字旭	足立 武夫
米子市加茂町二丁目93	足立 俊明
境港市日之出町 86	西脇 政男
米子市加茂町一丁目19	福楽 秀雄
道栄町二丁目186	長谷川恒男
陽田町1の4	埴田 清平
角盤町三丁目84	田中 馨
上後藤 65	古志 広夫
灘町一丁目13	服部 修二

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火 金

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目  
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町  
[定価 一部月極二五〇円(送料別)]